



各種相談

専門相談

区民相談係／☎ (3228)8802

専門の相談員による無料相談を行っています。1人当たり25分以内で、面談により実施。

事前にWEB予約または区民相談係へ電話予約の上、区役所4階の専門相談室にお越しください。

予約期間 Web予約:相談希望日の1週間前(同曜日)の午前0時から前日まで

電話予約:相談希望日の1週間前(同曜日)の午前9時から当日まで

(相談日の1週間前が休日の場合は、翌平日の午前9時から受け付け)



▲
毎月の相談日と
予約開始日は
区HPで確認を

▼相談の種類

| 相談名 | 日時 ☆いずれも、祝日と年末年始を除く | 定員 | 内容 |
|--------------------|--|----|---|
| 法律相談 ※お1人様1年に1回 | 毎週月・水曜日、第3日曜日 午後1時～4時 (第3日曜日の翌日の月曜日は実施しません) | 12 | 相続や土地・建物、金銭貸借など日常生活における法律問題について 弁護士 がお受けします。 |
| 不動産相談 | 毎月第1金曜日、第3・4火曜日 午後1時～4時 | 6 | 不動産の売買や賃貸借、更新などについて 宅地建物取引士 がお受けします。 |
| 税務相談 | 毎月第1火曜日 午後1時～4時 | 12 | 相続税、贈与税、所得税、事業税などについて 税理士 がお受けします。 |
| 登記・ 境界相談 | 毎月第2火曜日 午後1時～4時 | 6 | 不動産の相続、売買、贈与などの各種登記手続きについては 司法書士 、建物の新築・取壊し、土地の境界や分筆などの調査測量については 土地家屋調査士 がお受けします。 |
| 社会保険・ 労務管理相談 | 毎月第3金曜日 午後1時～4時 | 6 | 年金、健康保険、雇用保険、労災保険、労働問題について 社会保険労務士 がお受けします。 |
| 暮らしの手続 と書類の相談 | 毎月第3金曜日 午後1時～4時 | 6 | 契約書、内容証明書、相続、遺言などの書類作成や行政機関へ提出する書類の手続き方法について 行政書士 がお受けします。 |
| 行政相談 | 毎月第4金曜日 午後2時～4時 | 4 | 国の仕事やサービス、各種手続きに関する意見などについて 行政相談委員 がお受けします。 |
| 相続登記手続 相談 | 毎月第4木曜日 午後1時～4時 ※12月のみ第2木曜日 | 12 | 現在又は将来の不動産の相続登記手続きについて 司法書士 がお受けします。 |

消費生活相談

商品やサービスに関する苦情、契約上のトラブルなどの相談に応じます。

| | |
|------|--------------------------------|
| 電話番号 | (3228)5438 |
| 受付日時 | 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時 |